

平成 28 年 10 月 25 日

各 位

一般社団法人全国銀行協会

**インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について
(平成 28 年 9 月発生分：速報値)**

一般社団法人全国銀行協会(会長：國部 毅 三井住友銀行頭取)は、正会員・準会員・特例会員(190 行)を対象として、平成 28 年 9 月に発生した「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額」に関するアンケートを実施し、今般、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

(単位：件、百万円)

| 時期 | 個人顧客 | | 法人顧客 | |
|-------------|------|-----|------|----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 平成 28 年 4 月 | 133 | 115 | 19 | 26 |
| 5 月 | 29 | 29 | 0 | 0 |
| 6 月 | 24 | 13 | 1 | 2 |
| 7 月 | 24 | 40 | 4 | 59 |
| 8 月 | 36 | 34 | 0 | 0 |
| 9 月 | 31 | 70 | 1 | 2 |
| 10 月 | | | | |
| 11 月 | | | | |
| 12 月 | | | | |
| 平成 29 年 1 月 | | | | |
| 2 月 | | | | |
| 3 月 | | | | |

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

(注 4) 本アンケート結果は速報値です。確定値は、四半期ごとに公表している「盗難通帳、インターネット・バンキング、盗難・偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果および口座不正利用に関するアンケート結果」の別紙 2 をご参照ください。

以 上

【本件照会先】コンプライアンス部金融犯罪対策室 藪田、刀根 Tel03-5252-4147